

## 議案第22号

天理市介護保険条例の一部改正について

天理市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

天理市介護保険条例の一部を改正する条例

天理市介護保険条例（平成12年3月天理市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 天理市が行う介護保険（第1条）」を「第1章 天理市が行う介護保険（第1条）」を第2章 保険給付に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章」を「第5章」に改める。

第12条の前の見出しを削り、同条中「天理市は、」及び「、その者に対し」を削り、「を科する」を「に処する」に改める。

第13条中「天理市は、」を削り、「者に対し」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第14条中「天理市は、」を削り、「第1号被保険者」を「被保険者」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第15条中「天理市は、」を削り、「者に対し」を「者は」に、「を科する」を「に処する」に改める。

第4章を第5章とし、第3章を第4章とする。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「33,360円」を「37,680円」に改め、同項第2号及び第3号中「50,040円」を「56,520円」に改め、同項第4号中「60,000円」を「67,920円」に改め、同項第5号中「66,720円」を「75,360円」に改め、同項第6号中「80,040円」を「90,480円」に改め、同号ア中「（と）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合

計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)を加え、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第7号中「86,640円」を「98,040円」に改め、同号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ又は第10号イ」に改め、同項第8号中「100,080円」を「113,040円」に改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「又は第10号イ」を加え、同項第9号中「113,400円」を「128,160円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第10号を次のように改める。

(10) 次のいずれかに該当する者 135,720円

ア 合計所得金額が前号アに規定する額を超える額であって600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第2条第1項に次の1号を加える。

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 143,280円

第2条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「30,060円」を「33,960円」に改める。

第3条第2項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第2章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

## 第2章 保険給付

(特別給付)

第1条の2 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第62条に規定する市町村特別給付として、訪問理美容サービス費の支給を行う。

2 前項に定めるもののほか、市町村特別給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第12条、第13条、第14条及び第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第2条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。